土地区画整理法第76条許可申請から受領まで

申請用紙入手

住宅都市局都市整備部市街地整備課
（西庁舎４階）

または

ダウンロード
（名古屋市公式ウェブサイト）

※76条許可申請書（1号様式･2号様式）

※別途、施行者へ提出する書類もありますので、各施行者へご確認ください。

↓

関係図面の用意

1　附近見取図
2　仮換地ブロック図
3　配置図

※ 工作物･土地の形質の変更（切土･盛土）がある場合は断面図

※附近見取図と仮換地ブロック図は、組合事務所または組合の事業を受託しているコンサルタント若しくは各担当整備事務所で入手してください。

※１号様式・２号様式のそれぞれに、左記の図面を添付してください。

↓

施行者等へ提出

※公共団体の場合
各担当都市整備事務所に書類を提出してください。

※組合施行の場合
組合事務所又は組合の事業を受託しているコンサルタントに書類を提出してください。

↓ （許可申請書返却まで 約1週間）

許可申請書受領

※許可申請書（第１号様式）の末尾に施行者の意見書を添付してもらってください。

↓

許可申請書を提出

住宅都市局都市整備部市街地整備課
（西庁舎４階）

審　　査
→ 許 可
→ 不 許 可

照合
（照合印）

審査機関により、照合印を必要としない場合がありますので、提出先の審査機関にご確認ください。

建築確認申請書（正本）

↓

建築確認申請書を提出

住宅都市局建築指導部建築審査課
（西庁舎２階）

または

指定確認検査機関

↓ （審査期間　約1週間）

許可証受領